

大分県漁業近代化資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、大分県漁業近代化資金の融通に関する措置要綱（以下「措置要綱」という。）第5条に規定する漁業近代化資金の貸付を行う措置要綱第3条に掲げる融資機関に対し、予算の定めるところにより利子補給金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率)

第2条 前条の利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類のうち、第1号から第7号資金の利子補給率は、別表のとおりとする。

また、知事特認資金の利子補給率は、別に定める。

(利子補給契約書)

第3条 第1条の利子補給についての契約は、知事が当該金融機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

(利子補給金の額)

第4条 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における漁業近代化資金につき、第2条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞金を除く。）の総和を年間の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(利子補給金の交付申請並びに実績報告)

第5条 規則第3条第1項及び第12条に定める補助金等交付申請書並びに補助事業等実績報告書は、第1号様式によるものとする。

(申請書及び実績報告書の提出期限)

第6条 前条第1項に定める補助金等交付申請書並びに補助事業等実績報告書の提出期限は、毎年1月1日から6月30日までの期間に係るものについては同年7月31日、毎年7月1日から12月31日までの期間に係るものについては翌年1月31日までとする。

(補助条件)

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、常に利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払うこと。
- (2) 補助事業者は、規則、措置要綱及びこの要綱の定めに従うこと。

(利子補給金の交付決定通知書並びに確定通知書)

第8条 規則第6条に定める補助金の交付決定通知書並びに規則第13条に定める補助金の額の確定通知書は、第2号様式によるものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 この利子補給金は、精算払いにより交付する。

- 2 この利子補給金の交付請求は、第3号様式によるものとする。

附 則

この要綱は、昭和44年9月3日から施行する。

附 則

改正後の要綱（以下「新要綱」という。）は、昭和45年5月12日から施行し、新要綱に基づく利子補給率は、昭和45年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和46年度予算により交付する利子補給金から適用する。

附 則

1 この要綱は、昭和49年12月1日から適用する。

2 昭和49年11月30日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、昭和52年6月1日から適用する。
- 2 昭和52年5月31日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、昭和53年5月8日から適用する。
- 2 昭和53年5月7日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

改正後の要綱は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

改正後の要綱は、昭和55年度予算により交付する利子補給金から適用する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、昭和55年4月14日から適用する。
- 2 昭和55年4月13日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、昭和56年5月7日から適用する。
- 2 昭和56年5月6日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

改正後の要綱は、昭和60年5月21日から適用する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、昭和61年3月14日から適用する。
- 2 昭和61年3月13日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、昭和61年5月1日から適用する。
- 2 昭和61年4月30日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、昭和62年2月20日から適用する。
- 2 昭和62年2月19日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、昭和63年10月28日から適用する。
- 2 昭和63年10月27日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成元年10月4日から適用する。
- 2 平成元年10月3日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成2年4月27日から適用する。
- 2 平成2年4月26日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成2年9月14日から適用する。
- 2 平成2年9月13日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成2年12月11日から適用する。
- 2 平成2年12月10日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成3年11月19日から適用する。
- 2 平成3年11月18日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用

する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成3年12月20日から適用する。
- 2 平成3年12月19日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成4年3月13日から適用する。
- 2 平成4年3月12日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成4年12月2日から適用する。
- 2 平成4年12月1日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則 改正後の要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成5年6月4日から適用する。
- 2 平成5年6月3日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成5年12月27日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前に貸し付けた漁業近代化資金の利率に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成7年8月9日から適用する。ただし、(A)については、平成7年7月1日から8月8日の期間「4.0%」を適用する。
- 2 平成7年8月8日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成7年11月10日から適用する。
- 2 平成7年11月9日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成7年12月8日から適用する。
- 2 平成7年12月7日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成8年4月15日から適用する。
- 2 平成8年4月14日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成8年9月20日から適用する。
- 2 平成8年9月19日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成8年11月1日から適用する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成9年2月7日から適用する。
- 2 平成9年2月6日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成9年3月28日から適用する。
- 2 平成9年3月27日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成9年4月23日から適用する。
- 2 平成9年4月22日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成9年5月23日から適用する。
- 2 平成9年5月22日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成9年7月1日から適用する。
- 2 平成9年6月30日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成9年7月25日から適用する。
- 2 平成9年7月24日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成9年8月22日から適用する。
- 2 平成9年8月21日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成9年9月24日から適用する。
- 2 平成9年9月23日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成9年10月27日から適用する。
- 2 平成9年10月26日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成9年11月20日から適用する。
- 2 平成9年11月19日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成10年2月6日から適用する。
- 2 平成10年2月5日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成10年3月9日から適用する。
- 2 平成10年3月8日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成10年3月17日から適用する。
- 2 平成10年3月16日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成10年4月14日から適用する。
- 2 平成10年4月13日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成10年6月16日から適用する。
- 2 平成10年6月15日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成10年8月31日から適用する。
- 2 平成10年8月30日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成10年9月18日から適用する。
- 2 平成10年9月17日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成10年10月22日から適用する。
- 2 平成10年10月21日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適

用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成11年1月6日から適用する。
- 2 平成11年1月5日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成11年2月12日から適用する。
- 2 平成11年2月11日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成11年2月22日から適用する。
- 2 平成11年2月21日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成11年4月27日から適用する。
- 2 平成11年4月26日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成11年5月25日から適用する。
- 2 平成11年5月24日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成11年6月16日から適用する。
- 2 平成11年6月15日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成11年8月3日から適用する。
- 2 平成11年8月2日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成11年9月28日から適用する。
- 2 平成11年9月27日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成11年10月20日から適用する。
- 2 平成11年10月19日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成11年11月29日から適用する。
- 2 平成11年11月28日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成12年1月7日から適用する。
- 2 平成12年1月6日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成12年2月2日から適用する。
- 2 平成12年2月1日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成12年2月21日から適用する。
- 2 平成12年2月20日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成12年3月27日から適用する。
- 2 平成12年3月26日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成12年4月21日から適用する。
- 2 平成12年4月20日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成12年5月25日から適用する。
- 2 平成12年5月24日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成12年6月19日から適用する。
- 2 平成12年6月18日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成12年9月25日から適用する。
- 2 平成12年9月24日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成12年10月26日から適用する。
- 2 平成12年10月25日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成12年12月18日から適用する。
- 2 平成12年12月17日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成13年2月1日から適用する。
- 2 平成13年1月31日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成13年2月26日から適用する。
- 2 平成13年2月25日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成13年3月19日から適用する。
- 2 平成13年3月18日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成13年4月2日から適用する。
- 2 平成13年4月1日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成13年8月14日から適用する。
- 2 平成13年8月13日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成14年2月20日から適用する。
- 2 平成14年2月19日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成14年4月2日から適用する。
- 2 平成14年4月1日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成14年7月5日から適用する。
- 2 平成14年7月4日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成14年11月1日から適用する。

- 平成14年10月31日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成15年2月20日から適用する。
- 平成15年2月19日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成15年3月19日から適用する。
- 平成15年3月18日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成15年5月23日から適用する。
- 平成15年5月22日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成15年7月18日から適用する。
- 平成15年7月17日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成15年11月21日から適用する。
- 平成15年11月21日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成16年1月26日から適用する。
- 平成16年1月25日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成16年3月18日から適用する。
- 平成16年3月17日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則 改正後の要綱は、平成16年9月1日から適用する。

附 則

- 改正後の要綱は、平成18年5月24日から適用する。
- 平成18年5月23日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成18年7月20日から適用する。
- 平成18年7月19日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成18年8月18日から適用する。
- 平成18年8月17日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成18年9月21日から適用する。
- 平成18年9月20日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成18年12月20日から適用する。
- 平成18年12月19日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成19年1月25日から適用する。
- 平成19年1月24日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成19年6月20日から適用する。
- 2 平成19年6月19日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成28年2月19日から適用する。
- 2 平成28年2月18日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成28年11月24日から適用する。
- 2 平成28年11月23日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

改正後の要綱は、令和元年8月1日から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和3年4月1日から適用する。

第2条の別表

| 資金の種類 | 利子補給率 | | | |
|--|--|-----------------------------------|----------------------------|---------------------------------|
| | 漁協が措置要綱第2条第1号から第5号までに掲げる者に貸し付ける場合 | 中金が措置要綱第2条第1号から第5号までに掲げる者に貸し付ける場合 | 漁協が措置要綱第2条第6号に掲げる者に貸し付ける場合 | 中金が措置要綱第2条第6号から第7号に掲げる者に貸し付ける場合 |
| | 備考条件を全て満たす者(A) | (A)以外 | | |
| 1号資金(総トン数20トン以上130トン未満の漁船に係るものを除く)及び5号資金 | 漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月1日付け16水漁第2708号水産庁長官通知)第4の2の(2)に基づき通知される基準金利から措置要綱第5条第1項に規定する貸出利率を差し引いた率 | 同左 | 同左 | 同左 |
| 1号資金(総トン数20トン以上130トン未満の漁船に係るもの) | | | | |
| 2号資金、3号資金、6号資金(漁協等に貸し付ける場合のみ)及び7号資金 | | | | |
| 4号資金 | | | | |

(備考) 貸付対象者のうち、年間90日以上漁業に従事する40歳未満の者で、かつ、次の条件を全て満たす者については、上記の貸付条件を適用する。

- (1) 漁業近代化資金の年間償還額の4倍以上の漁業所得が見込める者
- (2) 所得の50%以上を漁業に依存している者
- (3) 住所地の市町村が融資機関に対して1%の利子補給を実施していること

但し、基準金利から法定の利子補給率と県単独の上乗せ利子補給率を引いたものが2%を下回る場合で、市町村が1%の利子補給を実施した場合には、その末端金利が法定の利子補給率の1/2に県単独の利子補給率を足したものを下回る場合には、市町村の利子補給率は、基準金利から法定の利子補給率の3/2と県単独の上乗せ利子補給率を差し引いたものとする。

- (4) 経営内容、事業計画について、知事が適正であるとみとめた者